

「特定秘密」を 情報公開請求したら どうなる？

2016.3.26 愛知県弁護士会 学習会
NPO法人 情報公開市民センター
内田隆

特定秘密保護法施行で不安

- これまで公開されていたものまで非公開になるのでは？
- 情報公開訴訟で極めて争いにくくなるのでは？

何が秘密かもヒミツ？

2014年12月10日 特定秘密保護法施行

特定秘密を指定したら
「特定秘密指定管理簿」を作成する
☆2014/12/10 指定可能19省庁に
「特定秘密指定管理簿」情報公開請求
→外務省1件・防衛省246件指定

2015/2/9にも情報公開請求

10省庁で397件に増加		うち概要不開示
国家安全保障会議	2件	0件
内閣官房	54件	2件
総務省	2件	2件
法務省	1件	1件
公安調査庁	12件	0件
外務省	36件	0件
経済産業省	4件	0件
海上保安庁	16件	0件
防衛省	247件	41件
警察庁	23件	0件
合計	397件	46件

法務省 特定秘密指定管理簿

特定秘密指定管理簿				管理官職名				備考
管理官職名	管理官職名	管理官職名	管理官職名	管理官職名	管理官職名	管理官職名	管理官職名	

↑概要不開示 ↑管理する官職名不開示

「■」について平成25年5月及び平成26年2月に作成された我が国の政府が講じる措置又はその方針」

内閣官房もほぼ同じ内容の指定あり

概要不開示の「特定秘密」を 情報公開請求したらどうなる？

想定

- 形式面: 「特定秘密」を理由に不開示?
 - 内容面: 全部不開示? 一部不開示?
- 15/10/5に法務省・内閣官房に開示請求
特定秘密指定整理番号「08■-201412-1-2 □b-1」
平成26年12月26日に指定した
「■」について平成25年5月及び平成26年2月に作成された我が国の政府が講じる措置又はその方針」

開示請求した結果

- 法務省 :15/11/6に全面不開示
 - 内閣官房:15/11/4に全面不開示
 - 全体に渡り、危機管理に関する情報が記載
 - 公にすると危機管理体制に重大な影響
 - 国の安全が害されるおそれ
 - 公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
 - 当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ
- 「『特定秘密』を理由に不開示」ではない

どうするか?

15/12/24 異議申し立て・審査請求

- 裁判: インカメラが**できない**
- 異議申し立て: 審査会で
インカメラが**できる**

※大阪カウンターインテリジェンス情報
公開訴訟: 審査会で十分審査したため
一部勝訴

16/2/16 法務省からの意見書が届く

- 全体にわたり危機管理に関する情報が記載
- 公にすると危機管理体制に重大な影響を及ぼす
- **その分量(枚数等)を含め**、公にした場合、危機管理体制に重大な影響を及ぼす

※担当課が法務省入国管理局
出入国管理情報官

意見書提出

- 法務省 16/3/4に意見書提出
- 内閣官房 16/3/14に意見書提出

☆ファイル名一部不開示について
漏えい「共謀・教唆・扇動」で逮捕のおそれ
→ ファイル名が明らかにされることは
知る権利・罪刑法定主義の要請
まずファイル名を明らかにせよ

意見書提出

- ☆諮問庁 理由説明について
- 「危機管理に関する情報」というだけ
 - 開示によって想定される具体的害悪を示せ
 - 「あり得ないことではない」と立証せよ
 - 枚数を明らかにできない理由も説明してない

諮問庁の説明はルール無視の抽象的な主張

今後について

- 1) 情報公開・個人情報保護審査会に「特定秘密」が提供されるか?
- 2) インカメラできるか?
- 3) どこまで審査会が答申を書くか?



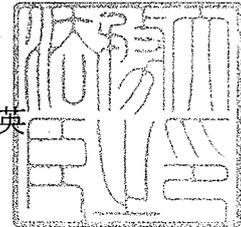
法務省秘総第101号

平成27年11月6日

行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

法務大臣 岩 城 光 英



平成27年10月7日受付第473号の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことに決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

特定秘密指定整理番号「08 ■-201412-1-2ロ b-1」平成26年12月26日に指定した「■について平成25年5月及び平成26年2月に作成された我が国の政府が講じる措置又はその方針」

2 不開示とした理由

上記の文書は、全体に渡り、危機管理に関する情報が記載されており、公にすると、危機管理体制に重大な影響を及ぼすこととなり、国の安全が害されるおそれや、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ、及び当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもあることから、法第5条第3号、4号及び6号に定める不開示情報に該当するため不開示とした。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、法務大臣に対して異議申立てをす

ることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、決定の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

* 担当課等

法務省大臣官房秘書課総務係

TEL：03-3580-4111（内線2083）

理 由 説 明 書

平成 27 年 12 月 28 日付けで受け付けた、法務大臣（以下「処分庁」という。）による行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。）に基づく全部不開示決定処分（平成 27 年 11 月 6 日付け法務省秘総第 101 号。以下「原処分」という。）に対する異議申立てについては、以下の理由により、原処分維持が適当であると考えます。

記

1 本件異議申立ての趣旨について

本件は、異議申立人が行った、特定秘密指定整理番号「08 ■-201412-1-2 ロ b-1」平成 26 年 12 月 26 日に指定した「■について平成 25 年 5 月及び平成 26 年 2 月に作成された我が国の政府が講じる措置又はその方針」との行政文書開示請求に対して、処分庁において法第 5 条第 3 号、第 4 号及び第 6 号に該当することを理由に開示請求に係る行政文書の全部を開示しない処分を行ったところ、異議申立人から原処分の取消しを求めて本件異議申立てがされたものである。

2 異議申立人の主張及び原処分について

異議申立人は、異議申立ての趣旨として、「第 2 項記載の処分を取り消すとの決定を求める。」（第 2 項記載の処分とは、原処分のこと）とし、異議申立ての理由として、原処分に対し、「法第 5 条第 3 号、4 号、6 号に当たらない。」旨主張しているが、本件の開示請求に係る行政文書は、全体にわたり、危機管理に関する情報が記載されており、公にすると、危機管理体制に重大な影響を及ぼすこととなり、国の安全が害されるおそれや、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ、及び当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもあることから、法第 5 条第 3 号、第 4 号及び第 6 号に定める不開示情報に該当する。

そして、前述のとおり、本文書は全体にわたり、危機管理に関する情報が記載されており、その分量（枚数等）を含め、公にした場合、危機管理体制に重大な影響を及ぼすこととなり、国の安全が害されるおそれ等があるため、法第 9 条第 2 項の規定に基づき不開示としたところである。

したがって、異議申立人の主張には理由がなく、原処分は妥当である。

3 結論

以上のとおり、本件対象文書につき、法第 5 条第 3 号、第 4 号及び第 6 号に該当するとして不開示とした決定は妥当であり、原処分は維持されるべきである。